

重点戦略7 少子高齢化を見据えた希望と安心の社会づくり

施策(1) ライフステージに応じたきめ細かな少子化対策の充実

1) 結婚を希望する若者の希望をかなえる支援

- ① 結婚を希望する若者に対し、出会いの機会の提供など、結婚支援を総合的に推進します。
- ・市町や企業、関係団体等が参画した「いしかわ結婚支援推進会議」を設置するなど、結婚支援を総合的かつ強力に推進する体制づくりを行います。
 - ・結婚相談や出会いの機会の仲介を行う「縁結び i s t」の倍増とその活動強化を図ります。
 - ・企業における結婚支援の取組みを積極的に推進します。
 - ・若者が結婚を身近なものとして考える取組みや、ワンストップで結婚に関する情報を提供する取組みなど、結婚に関する総合的な支援を強力に推進します。
- ② 若者が安心して家庭を築くことができるよう、在学時からキャリア形成の支援に取り組むとともに、若者の職業意識の形成や就業支援に取り組めます。

2) 出産の希望がかない、安心して子どもを産み育てるための母子の健康の確保及び増進

- ① 妊娠期・出産期・育児期を通じて母子の健康を確保するため、市町や関係機関と連携し、切れ目のない支援を行うとともに、不妊に悩む方への支援の充実を図ります。
- ・大学生などの若い世代に対して妊娠・出産等に関する医学的な情報を提供する出前講座等を実施します。
 - ・不妊専門相談を実施するほか、不妊治療に対する助成を充実します。
 - ・育児不安の大きい新生児期等における家庭訪問を実施します。
- ② リスクの高い妊産婦や高度医療が必要な新生児の受け入れ体制を整備するとともに、産科医・小児科医等の確保に向けた取組みを推進します。
- ・産科医師と小児科医師が連携し母子ともに一貫して対応できるよう、新県立中央病院において総合周産期母子医療センターを手術室や小児科病棟と同一フロアに整備し、運営します。【重点戦略6－施策(3)－④参照】
 - ・周産期医療情報システムにより、母体、新生児搬送を受け入れる医療機関の空床情報を把握し、効率的な受入体制の整備を図ります。
 - ・産科医、小児科医を目指す医学生等を対象とする地域医療支援医師修学資金の貸与を行います。
 - ・産科や小児科など医師が不足する診療科の医師を支援するサポート体制を構築します。

3) すべての子育て家庭が安心して子育てできる環境の整備

① 子育てに関する精神的不安を軽減する取組みを進めます。

- ・マイ保育園登録制度(※1)等を通じた支援を行います。
- ◇マイ保育園において子育て支援プラン(※2)を作成する子育て支援コーディネーターを養成します。
- ◇子育て支援コーディネーターと保健師等が連携してきめ細かな子育て支援プランを作成できるよう、助言・指導を行う子育て支援総合アドバイザーを各市町に配置します。
- ◇マイ保育園で創意工夫を凝らした親子体験教室、子育て講座などを開催する保育所等への支援を行います。
- ※1 マイ保育園登録・・・妊娠中から身近な保育所や認定こども園に登録し、育児体験への参加や、相談、一時預かりの利用を行う制度。
- ※2 子育て支援プラン・・・各種子育て支援サービスの利用計画をそれぞれの子育て家庭に対して作成するもの。
- ・在宅育児家庭への支援を強化します。
- ◇3歳未満児を在宅で育児している家庭が通園に準じたサービスを利用できるよう、在宅育児家庭通園保育に取り組む保育所等を支援します。
- ・延長保育や夜間保育、休日保育、病児・病後児保育の充実など、働く保護者のニーズに対応したサービスの提供を図ります。
- ・三世代での同居・近居を促進するための支援を行います。

② 経済的不安の解消に向け、特に経済的不安が大きい多子世帯への支援等を強化します。

- ・多子世帯を対象とするプレミアム・パスポート(※)の利用促進を図ります。
- ・多子世帯の第3子以降の保育料を無料化します。
- ・乳幼児等医療費の助成を行います。
- ※ プレミアム・パスポート・・・18歳未満の子どもが3人以上いる多子世帯を対象に、県内企業等の協力による割引等の特典を提供するもの。

③ 子どもが将来の自立した生活に必要な幅広い知識と教養を身につけ、体力の向上を図り、豊かな心を育む教育の充実を図るとともに、異年齢の子どもとの交流の場の創出などの環境整備を進めます。

- ・子ども一人ひとりの資質・能力を高め、社会の変化に対応できる実践力を育む各種取組みを進めます。【重点戦略9－施策(1)－2参照】
- ・健全な食生活の実践に向けて、食育の取組みを進めます。
- ・高校生等が乳幼児と触れ合い、コミュニケーションや命の大切さを学ぶ赤ちゃん登校日事業等の拡充を進めます。
- ・子どもの放課後の遊びと生活の場を提供する放課後児童クラブについても、質の向上に向けた取組みを推進します。
- ◇放課後児童クラブの開所時間の延長を促進します。

- ◇付加価値の高い取組みを行う放課後児童クラブへの支援を行います。
- ◇勉強やスポーツ、地域住民との交流・学習活動を実施する放課後子ども教室の設置について支援を行います。

④ 虐待や貧困、その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族に対し、それぞれの状況に応じたきめ細かな支援の充実を図ります。

- ・保育士、教員、医療関係者等への研修の実施とネットワーク化により、虐待の早期発見に努めるほか、児童相談所における24時間連絡体制の確保等により早期対応を図ります。
- ・被虐待児童対応のための里親等による家庭的養護の推進、精神科医師等との連携による児童養護施設への支援を行います。
- ・低所得世帯等の児童を対象に、学習支援ボランティアによる学習教室の開催を推進するなど、貧困家庭に対する支援を拡充します。

4) 仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の推進

① ワークライフバランスの行動計画である一般事業主行動計画の着実な実行や、ワークライフバランスの取組内容のさらなる充実に向けた支援を行います。

- ・ワークライフバランスに積極的に取り組む企業を表彰します。
- ・一般事業主行動計画の着実な実行やさらなる充実に対する支援を行います。
- ・業界団体等との協力により、経営者や管理職を対象とする研修や啓発セミナーを開催するなど、意識の変化と職場環境の改善を促します。

② 広く県民に対して、ワークライフバランスの大切さを啓発するとともに、働きながら子育てをする際の不安の解消や、仕事と子育ての両立のノウハウの提供等を行います。

- ・大学生を対象に、将来の結婚等を見据えたライフプラン・キャリアデザインセミナーを開催します。
 - ・育児休業中の従業員を対象に、職場復帰セミナーやアドバイスを実施するほか、育児中の男性従業員を対象とするパパ子育て講座を実施します。
 - ・地域社会全体で子育てを支援することへの気運を醸成する県民育児の日（毎月19日）を設定し、いしかわエンゼルマーク運動(※)によりその普及啓発を行います。
- ※ いしかわエンゼルマーク運動・・・全ての子育て家庭を対象に、協力企業・施設等が授乳やおむつ替えスペースの設置等の子育て応援サービスを実施する運動。

施策(2) 団塊の世代が後期高齢者となる2025年に向けた高齢者対策の強化

1) 健康づくりと介護予防、生きがいくりの推進

① 健康づくりと介護予防により、健康寿命の延伸を図ります。

- ・県民が健康づくりに主体的にかつ気軽に取り組めるよう、企業とも連携し、野菜摂取の促進など健康的な食の普及に努めます。
 - ・仲間や同僚等と一緒に運動に取り組みやすい環境づくりを進めるなど、健康づくりの実践プログラムを推進します。
 - ・骨関節疾患を予防するため、家庭や職場等で気軽に実践できるロコモティブシンドローム(※)予防のための運動を普及させます。
- ※ ロコモティブシンドローム・・・加齢に伴い、足腰が弱り、立つ・歩くなど日常生活に支障がある状態を指す。

② 高齢者自身が生きがいを持って積極的に社会参加できるような環境を整備します。

- ・高齢者と子どもやその親といった世代間の交流を図り、高齢者の豊かな経験や知識・技能を社会に活かすよう努めます。
- ・地域社会を支えるボランティアの担い手として、元気な高齢者の福祉、まちづくり、環境保全など様々な活動への参加を促進します。
- ・いしかわ長寿大学など、高齢者の学習意欲に応じた学習機会の提供に努めます。
- ・社会貢献活動を積極的に行う老人クラブを支援します。

2) 介護・福祉サービスを支える人材の確保・資質の向上

① 介護・福祉サービスを支える人材について、関係業界と一丸となって幅広いルートからの就業者確保に取り組むほか、職場への定着を促進します。

- ・学卒就職者の確保や他分野からの就業を促進するほか、潜在介護・福祉人材の再就業を促進します。
- ◇小中高生を対象に介護・福祉の仕事のやりがいなどの魅力を伝えるほか、広く県民に対して情報発信を行います。
- ◇介護福祉士等養成校の在校生を対象に、修学資金の貸与を行うことで、高校生に養成校への進学を働きかけます。
- ◇介護・福祉分野の就職面談会を開催するなど学卒者を確保する仕組みを構築します。
- ◇福祉人材センターとハローワークの連携を強化し、相互の強みを活かした活動を展開します。
- ◇休職中の経験者や有資格者（介護福祉士、ホームヘルパー、保育士、看護師等）の就労希望を確認し、データベースに登録して情報を提供するなど、潜在介護・福祉人材の再就職に向けた仕組みを強化します。

- ・働きやすい職場環境づくりなど、介護・福祉職員の職場への定着を促進します。
- ◇勤務環境改善に関する全国の優良事例を参考にした手引書を作成・配布するなど、勤務環境の整備を図ります。
- ◇休みが取りやすい職場づくりや、妊娠・育児中にもきちんと休暇を取ることができるための代替職員の確保に向けた取組みを進めます。

② 福祉総合研修センター等で実施する介護・福祉職員向け研修や、経営者・施設管理者向け研修の充実に取り組みます。

- ・研修に参加することが困難な小規模事業所が、介護技術を向上させる施策や研修を受講しやすい環境を整備します。
- ・経営者等が明確な経営戦略を立て、職員がしっかりとそれを理解してサービスの提供にあたるよう、経営者等の意識のあり方、資質の向上を図ります。

3) 地域包括ケアシステムの構築

① 増加するひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が、地域で孤立せずに安心して生活を営めるよう、地域の見守り体制を充実させます。

- ・医療・介護等のサービス利用実績がない高齢者を適切に把握し、孤立化の防止を支援します。
- ・民生委員や地域福祉推進員が安否確認等の見守り活動を実施し、必要に応じて公的サービスにつなげる体制を強化します。
- ・地域において一般家庭に出入りする機会の多い、新聞、電力、ガス事業者などの民間事業者がゆるやかに見守り、異変情報を市町に提供する地域見守りネットワークを充実・強化します。
- ・不安を抱えるひとり暮らし高齢者等に向き合い、会話する中で安心感を与える傾聴ボランティアの活動を支援します。

② 日常生活上の支援を必要とする高齢者の増加に対応するため、多様な生活支援サービス等を提供する体制を整備します。

- ・日常生活支援体制づくりを推進する生活支援コーディネーターの養成や、専門的知識を有するアドバイザーの派遣などにより、市町におけるボランティア・NPOなどの担い手育成や多様な生活支援サービスの確保を支援します。

③ 医療・介護関係者が互いの専門知識を活かしながらチームとなって医療・介護が必要な在宅高齢者等を支える体制づくりを行います。

- ・市町における在宅医療と介護の連携を推進するため、かかりつけ医等の医療サイドとケアマネジャー等の介護サイドの橋渡しを行うコーディネーターの配置等を支援します。

④ 介護保険施設等の計画的な整備を進めるとともに、居宅サービスや地域密着型サービスなど在宅生活を支えるサービスの導入を支援します。

4) 認知症施策の推進

① 認知症の早期診断を促すとともに、退院後の支援も含めた地域医療の充実と医療・介護サービスの連携体制の整備を図ります。

- ・かかりつけ医等を対象とする早期診断・早期対応のための研修を行うとともに、精神科専門医との連携体制を整備します。
- ・精神科医、内科医、看護師、精神保健福祉士、作業療法士等の多職種連携チームによる訪問支援等、退院後の生活を見据えた医療・介護サービスを提供します。

② 介護保険事業所等における認知症ケアの質の向上を図ります。

- ・介護サービス事業所等の職員の認知症対応力を強化するため、きめ細かな研修を実施します。

③ 認知症になってもできる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域の支援体制を整備し、高齢者の安全確認や行方不明者の早期発見・保護などの見守り体制を構築します。

- ・認知症に対する理解を促進するため、普及・啓発を図ります。
- ・認知症サポーターなどの認知症高齢者の生活を支援する担い手に対して、情報共有や意見交換を行う場を提供するなど、その取組みを支援します。
- ・行方不明者の捜索のため、市町におけるSOSネットワークの構築や、それぞれのネットワークを活かした広域連携体制の構築を図ります。
- ・判断能力が不十分な認知症高齢者等を保護・支援する成年後見制度の普及啓発を図ります。

5) 高齢者にとって安全で安心な地域社会づくりの推進

① 高齢者虐待のより複雑化する困難事例への対応や、虐待予防の取組みを強化します。

- ・弁護士等で構成する高齢者虐待対応専門職チームを設置し、高齢者虐待に対応する市町や地域包括支援センターへの支援を行います。
- ・介護施設従事者等による高齢者虐待を防止するため、施設管理者に対する指導を徹底するなど取組みを強化します。

② 高齢者の消費者トラブルや振り込め詐欺等の犯罪の未然防止、拡大防止を図るための取組みを推進します。

- ・身近な市町での相談窓口の強化や、民生委員・地域包括支援センター・ホームヘルパー等の連携による地域ぐるみの見守りネットワークづくりを支援します。

③ 高齢者の交通事故防止に向けた取組みを実施します。

- ・高齢者ドライビングスクールなど、参加・体験・実践型の講習の実施や、反射タスキ等の反射材用品の普及促進を図ります。
- ・高齢運転者に対する運転適性相談の充実や、申請による運転免許の取消制度の周知、免許返納者への支援対策の推進に努めます。
- ・インターチェンジや4車線道路の交差点における逆走対策として、進行方向を誘導する看板や路面標示等により、高齢者に優しいみちづくりを進めます。

施策(3) 元気で自立して暮らすための健康づくり

1) いしかわ健康フロンティア戦略に基づいた健康寿命の延伸

① 健康づくりと介護予防により、健康寿命の延伸を図ります。

- ・生活習慣の改善や疾病予防による健康づくりや、介護予防などに重点的に取り組みます。
【施策(2)-1)-①参照】
- ・歯と口腔の健康づくりを推進するため、正しい知識の普及啓発や定期的な歯科検診の受診を推進するほか、歯科保健指導従事者の資質向上を図ります。
- ・適正飲酒のための正しい知識や、飲酒が未成年者や妊婦に与える影響について普及啓発を図ります。
- ・禁煙を希望する人への支援や、受動喫煙の防止などに取り組みます。

② 医療保険者や事業所、市町等と連携し、健診の受診率向上のための取組みや、保健指導・健康教育などを提供できる体制の整備を図ります。

- ・脳血管疾患や虚血性心疾患などの循環器疾患を予防するため、メタボリックシンドロームに着目した特定健診・特定保健指導が効果的に実施されるよう、情報発信を行います。
- ・健診・がん検診受診率の向上を目指し、効果的事例の収集・情報発信や普及啓発を行います。
- ・県民一人ひとりが、健康診査結果に基づいて主体的に健康を管理できるよう、専用HP「健診データしっとくナビ」を活用し、医療保険者や事業所、市町等と連携した健康相談・支援を実施します。
- ・糖尿病の重症化予防を推進するため、関係機関と連携し、未治療である者や治療中断者に対する、糖尿病治療の重要性についての教育や受診勧奨の徹底を図ります。

③ 県民一人ひとりが、健康に関心を持ち健康づくりに取り組むことができるよう、健康を支える環境を整備します。

- ・NPOや食生活改善推進員、健康づくり推進員、運動普及員などのボランティア、企業等との連携・協働により、県民の主体的な健康づくりの実践・継続・習慣化を支援します。
- ・健康増進を担う人材の育成として、健康づくり推進員や食生活改善推進員等のボランティア組織や自助グループの活動を支援するほか、保健・医療・福祉分野への専門的な研修を充実します。